

バーゼル規制～情報提供の高度化～

目 次

- I. はじめに
- II. バーゼル規制の概要
- III. バーゼル規制の歴史
- IV. バーゼル規制に係る情報提供～運用会社の対応～
- V. 今後の展望
- VI. 終わりに

受託運用部 企画管理グループ 土屋 知紗子

I. はじめに

わが国では日本銀行が進める「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」のもとで、きわめて緩和的な金融環境が維持され、政策金利は歴史的な低水準で推移している。

このわが国の金融緩和による貸出金利への低下圧力に加え、少子高齢化に伴う急激な人口減少は、貸出業務をはじめとする金融機関の本業からの収益減少をもたらした。金融機関は国内貸出を積極的に行い、残高を増加させることで貸出金利低下による収益減少を補おうとする一方で、人口減少等による伝統的な金融仲介サービスに対する需要減少懸念から、有価証券投資を積極化させている。特に、投資信託を中心とするファンド残高を積み増し、収益力向上を目的としたリスクテイクの動きを強めている。

現状では、わが国の金融機関の多くは充実した資本基盤を備えており、当面収益力が下押しされる環境下でも、リスクテイクを継続する力を有している。しかしながら人口減少を背景とした金融機関間の競争激化は収益力の低下をもたらし、経営の弱体化要因となり得る。また、過度なリスクテイクによる巨額損失発生の可能性の拡大は、金融システムの安定性を脅かし、2008年のリーマンショックのような金融危機に繋がる恐れがあるため、これらの潜在的な金融システムの混乱要因について注視していく必要がある。

そうした中、わが国では金融システムの安定確保に向けて、モニタリング・考査等を強化している。特に、金融機関が過度なリスクテイクに向かうことを抑制し、未然に金融危機の発生を防ぐための金融規制強化が金融庁により継続して行われている。その代表的な規制が、国際的な合意による最低所要自己資本比率規制等を定めたバーゼル規制である。

本稿では、バーゼル規制の概要と、バーゼル規制がファンドビジネスへ与える影響を、情報提供という観点から論じたい。

Ⅱ. バーゼル規制の概要

1. バーゼル規制とは

銀行を初めとする預金を取り扱う金融機関(以下、預金取扱金融機関)は、金融仲介機能、信用創造機能、決済機能等の社会インフラという重要な役割を担っている。これに加えて、経済のグローバル化による金融資本市場のつながりが国際的に密接なものとなっている環境においては、各国の金融システム危機が直ちに世界全体の金融システムに波及するリスクも高まっている。このため、世界統一的な金融規制が不可欠となり、1975 年 G10 中央銀行総裁会議によってバーゼル銀行監督委員会 (Basel Committee on Banking Supervision、以下、BCBS) が設立され、BCBS における議論の結果、バーゼル規制と呼ばれる国際的な金融規制が成立した。

ただし、このバーゼル規制は国際的な指針であり各国共通に強制的に施行される国際法ではない。そのため、バーゼル規制を預金取扱金融機関に適用するためには各国にて法制化する必要があり、わが国においては銀行法その他、図表 1 の業態における機関の設立根拠である各法律に規定されている。バーゼル規制はその目的から国際業務に携わる預金取扱金融機関である「国際統一基準行」を対象としたものであるが、上述のとおり、銀行法等に規定されていることから、バーゼル規制対象として定められている国際統一基準行以外(銀行法等では「国内基準行」として区別される)にも、国際統一基準行に準じた対応が求められている。

設立当初のバーゼル規制は自己資本比率の最低基準を柱とした規制であったが、金融商品の多様化や金融技術の高度化等に伴い、リスクが複雑化する中で金融システムの安定を確保する観点より、預金取扱金融機関自身の内部管理や市場規律に重点を置く必要性が高まった。そのため、(1)自己資本比率規制による最低所要比率及び早期是正措置の導入、(2)預金取扱金融機関の自己管理と各国当局による検証、(3)情報開示、を規制の「3本の柱」とする改定が行われた。その後、金融危機の再発防止のためリスク耐性を高める観点から自己資本比率規制の厳格化等、さらなる見直しが行われている。

図表 1 : 「バーゼル規制」が適用されるわが国の預金取扱金融機関等の例

規制対象金融機関
銀行
銀行持株会社
信用金庫及び信用金庫連合会
信用協同組合及び信用協同組合連合会
労働金庫及び労働金庫連合会
農林中央金庫
農業協同組合等
漁業協同組合等
株式会社商工組合中央金庫
最終指定親会社

出所:金融庁 HP に基づき三菱 UFJ 信託銀行作成

2. バーゼル規制における「3本の柱」

現在のバーゼル規制は、前述のとおり（1）最低所要自己資本比率規制、（2）預金取扱金融機関の自己管理と各国当局による検証、（3）情報開示、を3本の柱として策定されており、わが国においては金融庁からそれぞれの柱について「告示」または「監督指針」が公表されている。

（1）第1の柱・・・「最低所要自己資本比率規制」

最低所要自己資本比率規制は、国際的な銀行システムの健全性の強化と、競争条件の公平性確保を目的として制定された。健全性強化の観点から、預金取扱金融機関に対して十分な自己資本の保有を義務付けた内容となっており、一般的な自己資本比率の算出式とは異なった分母分子の定義が定められている（図表2、3）。

図表2：一般的な自己資本比率

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本(株主資本、純資産)}}{\text{保有資産等(総資産)}}$$

図表3：国際統一基準行における最低所要自己資本比率

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本(普通株式等 Tier 1 + その他 Tier 1 + Tier 2)}}{\text{リスクアセット(信用リスク+マーケットリスク+オペレーショナルリスク)}}$$

出所：金融庁の1年(平成27事務年度版)に基づき三菱UFJ信託銀行作成

① 分子

バーゼル規制では自己資本に質の高さを求め、定義を厳格化している。すなわち、自己資本に算入できる資本を、普通株式、内部留保等もともと損失吸収力の高い資本である「普通株式等 Tier 1」、普通株式等 Tier 1 以外の優先株等の「その他 Tier 1」、劣後債、劣後ローン及び貸倒引当金等の「Tier 2」等に限定している。また、無形資産、前払年金費用、連結外金融機関向け出資、繰延税金資産については自己資本から全額または一部を控除しなければならず、普通株式等 Tier 1 等から除かれる。

バーゼル規制では上述の損失吸収力の高さに細分化された自己資本の最低所要比率を設けており、控除項目調整後の普通株式等 Tier 1 を 4.5%以上、普通株式等 Tier 1 とその他 Tier 1 の合計(以下、Tier 1)で 6%以上、Tier 1 と Tier 2 を合計した総自己資本で 8%以上の保有を求めている(図表4)。

図表 4：資本の質と最低比率

8%	Tier2	劣後債、劣後ローン (初回コール日までが5年以上) 等	総自己資本
6%	その他 Tier 1	上記以外の優先株 (会計上負債に分類されるものは、元本 削減や普通株転換の仕組みが必要) 等	Tier 1
4.5%	普通株式等 Tier 1	普通株 内部留保	普通株式等 Tier 1
最低比率			資本の質

出所:金融庁 パーゼル3に基づき三菱UFJ信託銀行作成

② 分母

バーゼル規制では資産のリスク管理態勢の強化を重視している。そのため財務諸表における総資産を用いるのではなく、相対的なリスク度合いの正確な計測、構造の異なる銀行システムの平等な国際比較、一般的な自己資本比率では捕捉されない様々なリスク等を考慮し、その内容に応じて「信用リスク」、「マーケットリスク」、「オペレーショナルリスク」という3つのカテゴリーに分類されたリスクの合計を「リスクアセット」と定義し、自己資本比率算出のための分母として規定している。

「信用リスク」とは、預金取扱金融機関が保有する資産のうち、貸付や株式等の出資、証券化商品等のデフォルトリスクの総量のことで、「標準的手法」、「内部格付手法」の2種類の算出方法がある。

「マーケットリスク」とは、信用リスクとして捕えられる「銀行勘定」のリスクではなく主に売買目的有価証券等の「トレーディング勘定」についての価格変動リスク捕捉をしたものであり、「標準的方式」と「内部モデル方式」の2種類の算出方法がある。

「オペレーショナルリスク」とは、事務事故、システム障害、不正行為等で損失が生じるリスクを計測しており、「基礎的手法」、「粗利益配分手法」、「先進的計測手法」の3種類の算出方法がある。

リスクカテゴリー毎に多様なリスク計測手法が用意されており、その中から預金取扱金融機関がその実態に合わせて選択を行うことにより、自主的にリスク管理の高度化を図ることが促されている。

なお、国際統一基準行以外の預金取扱金融機関である国内基準行については、自己資本比率の最低基準は4%と規定されている。国内基準行の自己資本比率算出においては、国内においてのみ活動する様々な業態の特性を考慮し、国際統一基準行とは異なる分子の定義となっている。国際統一基準行に規定されている Tier 1、Tier 2 という区分がなく、Tier 1 項目を中心としたコア資本と呼ばれるものから控除項目を差し引いたものを分子としており、分母は国際統一基準行とほぼ同一の定義で自己資本比率を算出しているため、国際統一基準行の自己資本比率と単純比較することはできない(図表5)。

図表5：国内基準行における最低所要自己資本比率

自己資本比率＝	$\frac{\text{自己資本(コア資本-控除項目)}}{\text{リスクアセット(国際統一基準行と同様の定義)}}$
---------	--

出所：金融庁の1年(平成27事務年度版)に基づき三菱UFJ信託銀行作成

(2) 第2の柱・・・「金融機関の自己管理と各国当局の検証」

第2の柱は、第1の柱の対象となっていないリスクも含め、預金取扱金融機関が内包するリスクを把握した上で、自発的にリスク管理の高度化を図る「自己管理型」のリスク管理態勢の構築を主眼としている。また、バーゼル規制には各預金取扱金融機関のリスク管理態勢について各国当局が検証・評価を行い、必要に応じて適切な監督上の措置を求めること等が示されており、わが国ではBCBSの「4つの主要原則」(図表6)に対し、金融庁が以下のとおり、「3段構えの監督の実施」により実現する方針を明確にしている。

図表6：4つの主要原則

4つの主要原則(概要)	
原則1	銀行はリスク・プロファイルに照らした全体的な自己資本充実度評価のプロセス、自己資本水準維持のための戦略を有するべき。
原則2	監督当局は、銀行の自己資本比率、銀行内部の評価・戦略を検証・評価すべき。結果に満足できない場合、適切な監督上の措置を講ずるべき。
原則3	監督当局は、銀行に最低所要自己資本比率以上の水準を期待すべきであり、最低水準を超える自己資本の保有を要求する能力を有しているべき。
原則4	監督当局は、銀行の自己資本の最低水準以下への低下を防止するための早期介入を目指すべき。自己資本の維持又は回復がされない場合に早急な改善措置を求めるべき。

出所：金融庁HP「バーゼルⅡ第2の柱の実施方針について」に基づき三菱UFJ信託銀行作成

① 原則1への対応～統合的なリスク管理に向けた取組の促進

原則1への対応として、金融庁は預金取扱金融機関に対して自己管理型のリスク管理態勢を求めている。監督指針にリスク管理について盛り込むことで預金取扱金融機関は自らの業務の規模、特性、複雑さに応じて策定するリスク管理方針の下、業務計画や収益計画と関連付けた適切なリスク管理を行うことが求められている。監督指針では各事業部門等で晒されているリスクを、信用リスク、市場リスク等の各リスクカテゴリー毎に適切に管理することに加え、これらのリスクを統合して管理することができる態勢整備も求めている。

② 原則2への対応～統合的なリスク管理態勢の検証

原則2への対応として、金融庁は預金取扱金融機関に対し、リスク管理態勢の検査やヒアリング等のモニタリングを行い、リスク管理態勢に問題があると認められた場合には必要に応じ、報告を求めたり改善命令等の対応を行うとしている。ただし、業務や規模の特性から、複雑なリスク管理を求めることが適当でないと判断される中小地域金融機関等もあるため、画一的な監督とならないよう十分留意し、各預金取扱金融機関のリスク管理の実態に応じた検証を行うこととしている。

③ 原則3、4への対応～早期警戒制度

原則3、4への対応として、銀行業務における各種リスクへのモニタリングを行い、それぞれについて予め共通の目線で設定した基準に該当することとなった預金取扱金融機関に対し、ヒアリングや必要に応じ報告徴求、業務改善命令を実施し、早め早めの経営改善を促す枠組みを設けている。①②における検証はリスク管理態勢全体における検証であるのに対し、早期警戒制度では個々のリスク等についての具体的指標に着目している。

中でも「銀行勘定の金利リスク」及び「信用集中リスク」については潜在的な大きなリスクであると考えられており、「銀行勘定の金利リスク」については、「アウトライヤー基準」を設け、銀行勘定の金利リスク量が総自己資本に対して一定割合を超える場合に特に注視すべきとされている。また、「信用集中リスク」については、特定業種への集中や大口与信先に対するリスクが顕在化した場合の影響額を勘案した自己資本比率を基準とし、モニタリングを行うこととされている。

(3) 第3の柱・・・「情報開示」

情報開示を拡充して市場参加者による監視を強化することによって、預金取扱金融機関に対する市場規律を高めようという趣旨がこの第3の柱である。

開示事項は自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項、という3つの区分に分類されており(図表7)、そのうち、自己資本の構成に関する開示事項については別途金融庁が定める様式に沿った開示が求められている。

各業態の根拠法における告示において、事業年度・中間年度毎に3つの開示事項が求め

られている他、協同組織金融機関以外には四半期においても自己資本の構成に関する開示事項の一定項目の開示(図表8)が努力義務として求められている。

なお、次頁の図表は国際統一基準行に規定されている開示事項であるが、国内基準行については自己資本の構成が国際統一基準行と異なり **Tier 1**、**Tier 2** の区分がなく、代わりにコア資本についての開示事項が求められているため、特に自己資本の構成に関する開示事項及び四半期における開示事項については図表7、8よりも大まかな項目区分での開示が定められている。

図表 7 : 3つの開示事項

自己資本の構成に関する開示事項	
	普通株式等Tier 1 資本に係る基礎項目・調整項目
	その他Tier 1 資本に係る基礎項目・調整項目
	Tier 2 資本に係る基礎項目・調整項目
	リスクアセット
	調整項目に係る参考事項
	Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項
	資本調達手段に係る経過措置に関する事項
定性的な開示事項	
	銀行の自己資本の充実度に関する評価方法の概要
	信用リスクに関する概要等
	信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
	派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
	証券化エクスポージャーに関する概要等
	マーケットリスクに関する概要等
	オペレーショナルリスクに関する概要等
	銀行勘定における銀行法施行令又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
	銀行勘定における金利リスクに関する概要等
	貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示事項である項目のいずれに相当するかについての説明
定量的な開示事項	
	自己資本の充実度に関する事項
	信用リスクに関する事項
	信用リスク削減手法に関する事項
	派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
	証券化エクスポージャーに関する事項
	マーケットリスクに関する概要
	銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
	信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額
	銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

出所：金融庁「第3の柱に関する告示」に基づき一部を抜粋して三菱UFJ信託銀行作成

図表 8 : 四半期開示事項

四半期における開示事項
自己資本比率
Tier 1 比率
総自己資本の額
Tier 1 資本の額
総所要自己資本額
自己資本の構成に関する開示事項
自己資本調達手段に関する契約内容の概要

出所：金融庁「第3の柱に関する告示」に基づき一部を抜粋して三菱UFJ信託銀行作成

Ⅲ. バーゼル規制の歴史

バーゼル規制は、1988年に最初に策定され(バーゼルⅠ)、2004年に改定された(バーゼルⅡ)。その後、2007年夏以降の世界的な金融危機を契機として、再度見直しに向けた検討が進められ、2010年にいわゆるバーゼルⅢが成立し、現在各国で段階的に規制が適用されている最中である。

バーゼル規制を定めているBCBSは、1974年6月の西ドイツ・ヘルシュタット銀行破綻に伴う国際金融市場の混乱を受けて、1975年G10中央銀行総裁会議によって設立され、現在は中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループを上位機関とし、日本を含む27の国・地域の銀行監督当局及び中央銀行により構成されている。BCBSは①特定の銀行監督問題に関する会合の場の提供、②銀行の海外拠点に関する各国当局間の監督責任の分担調整、③国際的に活動する銀行に対する共通の監督基準の設定、を目的としている。

1. バーゼルⅠ

(1) バーゼル規制の導入

1980年代前半、メキシコやブラジル等中南米で債務危機が発生した。これらの新興国向けの融資は不良債権化し、銀行経営を圧迫したことで大手金融機関が倒産に追い込まれ、米国を中心とした金融危機に波及した。その後、銀行の破綻が世界的なシステムリスクに伝播しないための枠組みとして1988年BCBSにより、銀行の自己資本比率の計測方法や、達成すべき最低水準の国際的な基準であるバーゼル規制(バーゼルⅠ)が合意された。この新興国向けの与信が不良債権化したことへの反省として、貸出先の信用懸念を推計する「信用リスク」への対応を中心とした規制内容となっており、経過措置期間を経て1992年に実施されることとなった。

わが国では1993年3月末から適用が開始された。

(2) バーゼルⅠ改定

1990年代に入り、国際的な金融市場においてデリバティブ取引のような、担保を利用した取引が行われることが多くなった。担保には、取引相手に対する信用リスクを削減する効果がある反面、ストレス発生時には担保処分行動が相場下落を加速させる可能性もある。銀行等のリスクテイクが信用リスクだけでなくこのような市場リスク分野でも拡大したことで、市場リスク管理が新たな規制面の課題となった。このため、バーゼルⅠの枠組みの高度化として、マーケットリスク規制が1997年に導入された。

わが国では1998年3月末から適用が開始された。

2. バーゼルⅡ

(1) バーゼルⅡの導入

1990年代後半からの金融取引の多様化・複雑化やリスク管理手法の高度化に合わせて、2004年からバーゼルⅡが制定された。バーゼル規制の「3本の柱」の枠組みが初めて登

場したのがこのバーゼルⅡである。バーゼルⅡでは、達成すべき最低基準(8%)はバーゼルⅠと変わらないものの、銀行が抱えるリスクアセットの精緻化が行われた。バーゼルⅠでは「信用リスク」の算出方法は単一の計算手法しかないが、バーゼルⅡではバーゼルⅠを一部修正した「標準的手法」と、「内部格付手法」のうち自らに適する手法を選択することができるようになった他、「オペレーショナルリスク」の捕捉も行われた。当初制定したバーゼルⅠ規制と、金融の自由化・国際化により求められるべき銀行のリスク管理態勢との乖離が広がったことを受けての大改定であった。

わが国では2007年3月末から適用が開始された。

(2) バーゼル 2.5

2000年代、米国の住宅バブル崩壊により、信用力の低い借り手向けの住宅ローンであるサブプライムローンの延滞やデフォルト率が増加した。このサブプライムローンが組み入れられた証券化商品は世界中の金融機関が取引していたためローンの焦げ付きによる信用不安が金融市場全体へと広がった。また、2008年には当時米国5大投資銀行の一角であったリーマン・ブラザーズが投資適格級の格付けを維持したまま、政府による救済措置を受けることなく破綻したことで、金融機関の信用懸念はますます高まり、世界的な金融危機を引き起こした。これらの混乱を契機として、バーゼルⅡのリスク捕捉に限界を感じ、応急的な対応として再証券化商品や短期的な売買を行うトレーディング勘定のリスク捕捉を強化するバーゼルⅡの改定(バーゼル 2.5)が2009年に行われた。証券化商品の仕組み上の特徴をよく理解することを目的として、裏付資産に1つ以上の証券化商品を含む再証券化商品についての「信用リスク」への算入額が引上げられたことに加え、格付使用の精査を目的として外部格付の利用に際するモニタリング要件の強化が行われた。また、トレーディング勘定の枠組みの強化として、金融危機を考慮に入れた VaR を「マーケットリスク」へ追加するといった対応が行われた。

わが国では2011年12月から適用が開始された。

3. バーゼルⅢ

上述のサブプライムやリーマンショックへの応急的な対応がバーゼル 2.5 であったが、その本格的な対応といえるのがこのバーゼルⅢである。金融危機の教訓を踏まえ、国際的に活動する銀行について、適切なリスク管理を促し健全性を確保するため、自己資本の質・量の向上を求める金融規制の見直しに向けた改定が2010年に行われた。第1の柱である最低所要自己資本比率に関しては、分子である自己資本に算入できる資産条件が厳格化されたことに加えて、預金取扱金融機関が不測の事態で経営が悪化した際にも自己資本比率の最低所要水準を保てるよう、自己資本を上回る一定量の資本バッファを確保すること等が定められた。この資本規制においては、「グローバルなシステム上重要な銀行」と認定された預金取扱金融機関に対し、その他の預金取扱金融機関以上の資本バッファの上乗せが課せられている。また、分母については取引相手先リスクの捕捉を追加した「信用リスク」の強化が行われた。さらに、バーゼルⅡで合意された「3本の柱」の枠組みの他、リーマンショックの

ような金融危機の際はもとより景気後退期の資金流出に対応すべく、良質の流動性資産を保有することを定量的に定めた流動性カバレッジ比率や、過度なリスクテイクを抑制するためのレバレッジ比率に対する最低水準等が新たに導入された。

わが国では2013年3月末から段階的に実施され、最終的には2019年1月から完全に実施される予定となっている。なお、国内基準行における規制に関しては、達成すべき最低基準（4％）は従前とは変わらないものの、流動性カバレッジ比率等新たな最低水準規制についてはその取扱いが現段階では定められていないことや、自己資本を損失吸収力の高い資本を中心としたコア資本と定義する等、国際統一基準行とは異なる独自の内容が定められている。

図表9：リスクアセットの推移

BCBS合意	国内適用	規制	リスクアセット
1992年	1993年	バーゼルⅠ	信用リスク
1997年	1998年	バーゼルⅠ改訂	信用リスク+マーケットリスク
2004年	2007年	バーゼルⅡ	信用リスク+マーケットリスク+オペレーショナルリスク
2009年	2011年	バーゼル2.5	信用リスク+マーケットリスク（トレーディング勘定の捕捉） +オペレーショナルリスク
2010年～	2013年～	バーゼルⅢ	信用リスク（リスク捕捉の強化） +マーケットリスク（トレーディング勘定の捕捉） +オペレーショナルリスク

出所：金融庁 HP より三菱 UFJ 信託銀行作成

上述のとおり、国際統一基準行、国内基準行により開示項目に違いはあるものの、バーゼル規制は運用環境の変動に伴い厳格化され、リスク管理態勢の強化が要求されている。

一方、冒頭で述べた様に、預金取扱金融機関は、収益力向上を目的として自らによる有価証券等への投資に加えて、運用会社を通じたファンド投資を積極化している。

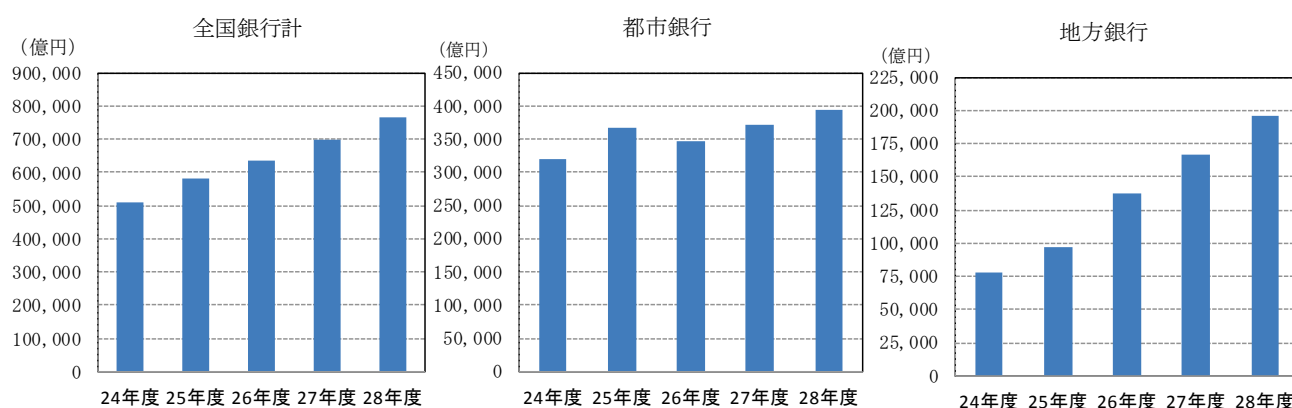
次章では、預金取扱金融機関におけるファンド投資も含めたリスク資産全体に係る情報開示のために、ファンドを提供する側の運用会社がどのような対応を求められるか、ということについて論じたい。

Ⅳ. バーゼル規制に係る情報提供～運用会社の対応～

1. 足許の運用環境と国内金融機関の動向について

継続するわが国の緩和的な金融政策による低金利と、少子高齢化を伴う人口減少という厳しい運用環境の下、預金取扱金融機関の収益多様化、分散投資効果を目的としたファンド等への投資残高は増加が続いており、有価証券投資においてリスクテイクの姿勢が強まっている。図表 10 から、近年特に地方銀行においてファンドを始めとするその他有価証券への投資残高の増加が顕著であることがわかる。

図表 10：その他有価証券残高推移



出所：全国銀行協会「全国銀行財務諸表分析」より三菱UFJ信託銀行作成

一方で運用環境の変化に対応すべく BCBS はバーゼル規制をより厳格化し、預金取扱金融機関に要求するリスク管理態勢はより高度なものとなっている。預金取扱金融機関はバーゼル規制の第3の柱である情報開示に基づき、四半期または半期毎に自己資本及びリスクアセットを算出しなければならないが、この算出にあたっては保有ファンドにおいても個々の資産構成を把握した上でリスク資産全体におけるデフォルトリスクである「信用リスク」を定量化した「信用リスクアセット」を算出することが求められており、このファンド内の資産構成把握を「ルックスルー」という。バーゼル規制の要請に応えるべく、ファンド投資を行う預金取扱金融機関は、ファンドの運用会社から必要な情報を得つつ、ルックスルーを行うことでリスク資産全体の正確なリスク把握に努めている。

2. 運用会社に求められる情報提供

預金取扱金融機関はその保有するファンドについて、運用会社から必要な情報を収集し、自らの「信用リスクアセット」を算出する。各運用会社は、投資家である預金取扱金融機関が採用する信用リスクアセット算出手法を理解し、その算出に必要な情報をディスクロージャーサービスの一環として提供している。

バーゼル規制における信用リスクアセットの算出方法としては「標準的手法」と「内部格付手法」が認められているが、それぞれの算出方法は以下(1)、(2)のとおりであり、通常

の預金取扱金融機関が用いる「標準的手法」と、金融庁長官の承認を受けた場合に採用できる「内部格付手法」とでは算出方法が異なる。一方、図表 3、5 のとおり、信用リスクアセットは自己資本比率の分母を構成するものであり、国際統一基準行と国内基準行で定義はほぼ同一であるため、投資家がいずれの基準行であっても運用会社が提供する情報に大きな差異はない。

(1) 標準的手法

「標準的手法」とは、以下の①～⑤の定量化されたリスクを合算することで「信用リスクアセット」を把握する手法である。また、以下では信用リスクアセットへ算入するリスク量を「リスクアセット」と定義する。

① オンバランスリスク

オンバランスリスクは現金、債券、株式等の資産について、その資産の種類、与信先、格付の有無等によって定められる「リスクウェイト」(図表 11)を、当該資産の額に乗じて算出される。

例えば、日本国債を 100 億円保有する場合には、「国内の中央政府及び中央銀行向け」与信区分に該当し、リスクウェイトは 0 % となるため、リスクアセットは 0 円となる。一方、同額の事業債(「法人向け」与信区分)を保有する場合には、当該債券に付与される外部格付により異なり、格付が BBB と仮定すると、100%のリスクウェイトが適用され、リスクアセットは 100 億円として算出される。格付が低いほど、また発行体の公的機関による出資比率が低いほど、高いリスクウェイトが適用される。

図表 11：標準的手法におけるリスクウェイト一覧

与信区分	格付け	リスクウェイト(%)
現金	-	0
国内の中央政府及び中央銀行向け	-	0～20
外国の中央政府及び中央銀行向け	AAA～B-未満	0～150
国際決済銀行向け	-	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	AAA～B-未満	20～150
国際開発銀行向け	AAA～B-未満	20～150
地方公共団体金融機構向け	-	10～20
国内の政府関係機関向け	-	10～20
地方三公社向け	AAA～B-未満	20～150
金融機関向け	AAA～B-未満	20～150
法人向け	AAA～B-未満	20～150
出資等[株式]	-	100

出所：金融庁「第1の柱に関する告示」に基づき三菱UFJ信託銀行作成

② オフバランス・派生商品リスク

コミットメントや偶発債務等のオフバランス取引や、先渡やスワップ等のデリバティブ取引に係るリスクで、その取引の種類、契約期間等の条件、与信先、経済効果を反映させた想定元本額等に応じてリスクアセットが求められる。

なお、デリバティブ取引のリスクアセット算出にあたっては、カレント・エクスポージャー方式、標準方式、期待エクスポージャー方式が認められており、例えばカレント・エクスポージャー方式においては、想定元本額に商品や残存期間に応じた掛目を乗じた金額に、ネット再構築コストと呼ばれる取引の評価益を加えたものを与信相当額と定義し、その与信相当額に取引相手の信用力に応じたリスクウェイトを適用し、リスクアセットが算出される。

③ 証券化商品リスク

証券化商品のリスクアセットはオンバランスリスク同様、保有金額にリスクウェイトを乗じる手法だが、格付、オリジネーターか否か、再証券化の有無によってリスクウェイトは決定される。

④ CVA リスク

CVA(Credit Valuation Adjustment)リスクとは、店頭デリバティブ取引等におけるカウンターパーティーリスクをいい、リスクアセット算出にあたっては、店頭デリバティブ取引等を行う預金取扱金融機関は追加的にリスクアセットを計上しなければならない。CVA リスクを信用リスクアセットに加えることにより、取引相手の信用リスクだけでなく、当該取引相手の信用リスクが悪化することにより変動する取引価格のリスクを捕捉するものである。算出方式は先進的リスク計測方式、簡便的リスク計測方式、標準的リスク測定方式が認められており、例えば簡便的リスク測定方式ではカレント・エクスポージャー方式で算出した派生商品取引のリスクアセットの額に12%を乗じた額がCVAのリスクアセット額となる。

⑤ 中央清算機関関連リスク

いわゆるCCP(Central Counter Parties)リスクと呼ばれるもので、上場デリバティブ取引におけるカウンターパーティーリスクをいい、リスクアセットの算出にあたっては、オフバランス・派生商品リスクの算出手法を準用しているが、取引相手との相対取引でなく、中央清算機関を経由することでカウンターパーティーリスクを抑えることができるため、店頭デリバティブ取引等と比較して、リスクウェイトは低く抑えられている。

標準的手法を用いる預金取扱金融機関である投資家に対して、運用会社は当該投資家の保有するファンド毎に算出した信用リスクアセットの額に加え、構成銘柄やそのリスク区分、採用するリスクウェイトや取引相手等の情報を提供する。

(2) 内部格付手法

「内部格付手法」とは、金融庁長官の承認を受けた預金取扱金融機関のみが採用することのできる「信用リスクアセット」の算出方法で、各預金取扱金融機関が自ら構築した内部格付制度に基づき貸出先のリスクをより精密に反映することができる。予想デフォルト率、デフォルト時の損失率、デフォルト時の与信額等の与信のリスク特性や残存期間等を考慮し、図表 12 の取引相手毎にリスクアセットの額を求め、(1)で述べた CVA リスク、中央清算機関関連リスクを加えた額で信用リスクアセットを捕捉する。

内部格付手法採用行が独自で整備する行内格付を用いてリスクアセットの額を算出するため、運用会社はリスクアセットの額は算出せず、当該投資家の保有するファンドの構成銘柄について、その属性、構成比率、取引相手等の情報を提供する。ここで金融機関等の取扱いについて、内部格付手法において用いられる「金融機関等向け」与信区分は、標準的手法のリスクウェイト判定において用いられる「金融機関向け」与信区分(図表 11 ご参照)とではその範囲に含まれる業態が異なるため、リスク区分を判定する際留意する必要がある。

図表 12：内部格付手法の「信用リスク」

項目	リスク	与信区分
右の合計額 ×1.06	事業法人等向け	事業法人向け
		ソブリン向け
		金融機関等向け
		中堅中小企業向け
		特定貸付債権
	リテール向け	居住用不動産向け
		適格リボルビング型リテール向け
		その他リテール向け
	株式等	
	証券化商品	
ファンド等		
CVAリスク		
CCPリスク		

出所：金融庁「第1の柱に関する告示」に基づき三菱UFJ信託銀行作成

(3) 運用会社の実務

ここでは、実際に運用会社がどのように「信用リスクアセット」を算出・活用しているかということについて簡単に紹介することで、バーゼル規制に係る情報提供の実務イメージを示したい。

バック・ミドル部門においては、金融庁の公表する「告示」等にわが国のバーゼル規制の詳細が規定されているため、その内容の理解に努めている。また、信用リスクアセット算出のため上述のリスク区分に従いファンド内の資産を振分け、構成銘柄のリスクウェイトを判定するためのデータベースの構築を行っている。運用事務のために整備された社内の資産種類や業種等の銘柄属性情報を参考に、IR 情報等を確認し告示の規定に合致するよう発行体の与信区分の登録を行っている。なお、標準的手法と内部格付手法とではリス

ク区分や業種定義の範囲が異なるため、各手法のデータベースが別に管理されることもある。最も重要なのは告示の正確な理解であるが、与信区分判定やリスクアセット算出手法につき不安定な要素がある場合には、自社のリスク管理セクションや関係会社、外部専門家等とのコミュニケーションを通じて告示解釈を堅確化することが重要であろう。

フロント部門においては、バーゼル規制を理解した上でのファンド管理・提案を行っている。顧客が保有するファンド内における「信用リスクアセット」量を把握し、新たな運用商品の組入や構成比率変更の際に予想される信用リスクアセット変動幅を事前に案内し、運用の変更によるリスク変動が許容範囲内であるか顧客に確認をしている。また、預金取扱金融機関向けのファンドの販売時等においては、顧客のリスク許容水準をも勘案した総合的な提案を行うことに加え、信用リスクアセット情報の提供における顧客要望の深掘りにも努めている。

3. 運用会社の実務上の課題

上述のように、バーゼル規制対応における運用会社の情報提供としては、「信用リスクアセット」算出及びそれに必要な銘柄業種情報・取引相手等の全銘柄開示となるが、これらの業務には大きく3つの課題がある。

(1) 情報提供と商品提供のジレンマ

上述のように預金取扱金融機関のリスクテイクへの志向が強まる中、運用会社に対してはファンド商品の多様化への期待が高まっている。同時に、高度化するバーゼル規制へ対応すべく、運用会社が提供する情報の質の向上が課題となっている。

預金取扱金融機関の求める情報を、正確かつ迅速に提供するために適切な態勢を整備することが望ましいものの、規制内容の煩雑さから運用会社においてこれらの態勢構築が十分に行われていないのが実状であろう。そのため顧客である預金取扱金融機関には幅広いニーズがあるにも関わらず、信用リスクアセット算出が困難な商品について提供を控える等自ら提供商品の幅を狭めてしまうことも少なくない。

運用会社の情報提供能力の優劣によって預金取扱金融機関である投資家に提供可能な商品の幅を狭めないためにも、強固な態勢構築を図ることが求められる。

(2) ファンド構成銘柄の提供情報の管理

バーゼル規制が対象とする運用商品の範囲は幅広く、またわが国におけるバーゼル規制の信用リスクアセット算出手法も多岐にわたる。提供する情報の正確性を維持するためには、規制内容の正しい理解に基づいて構築する銘柄属性判定のためのデータベースと、その適切な管理が重要となる。運用会社においては時間の経過とともに解釈が変化することや、不安定な判断が行われることは顧客からの信用失墜にも繋がりがねないため、適切な管理を行うよう注力すべきである。

また、現在バーゼルⅢが段階的に施行されており、最終化に向けて標準的手法と内部格付手法の双方における信用リスクアセットの算出方法の抜本見直し等も検討されている。

日本国内への適用にあたっては、告示の改定等が行われることとなるが、こうした動向を把握し、業務への適用を前広に検討することも重要となろう。

（３） 人材の確保と外部委託

バーゼル規制に対応した信用リスクアセットの算出は、これまでの運用会社の業務とは異なり追加的に発生するものであり、運用会社の内部で完結させるためには人材の育成・確保が課題となる。また、顧客との関係強化を考慮すれば、顧客の抱えるリスク構造についての課題を解決するための運用商品の企画開発を行うことが望ましいため、運用会社全体で人材育成を進めていく必要がある。

ただし、これらは即時に解決できる課題ではなく、足許では監査法人や法律事務所等の外部専門機関に委託することや、システム投資を行うことも検討に値するだろう。一方、こうした分野の専門家への委託時には、相応のコストが発生する点にも留意しなければならない。運用会社は外部専門家等との適切な協調関係を通じて自社のバーゼル規制に関する知識強化を図り、顧客満足度を向上しつつ競争力を高めていかなければならない。

V. 今後の展望

近年のバーゼル規制の改定にみられるように、多様多様な預金取扱金融機関のリスクを捉えるため、規制の複雑化・細分化が進行している。国内外において、規模や特性の区分に応じた規制適用の動きは今後も継続すると考えられ、運用会社に対する顧客からの情報提供の要請については、信用リスクアセット算出以外にも広がりをもせる可能性もある。例えば、足許のバーゼル規制改定の動きとして、第2の柱に規定されている「銀行勘定の金利リスク」の定量水準を定める「アウトライヤー基準」における規制強化が決定されている。こうしたリスク管理態勢の強化促進により、預金取扱金融機関のリスク資産全体に対するリスク量の把握要望はさらに強まる可能性があり、運用会社はファンド運用に関する様々なリスク算出の用意が求められることも考えられる。このような顧客ニーズの変化に対応すべく、運用会社の情報提供業務自体も高度化する必要がある。

現状では各運用会社において独自にバーゼル規制の理解に取り組み信用リスクアセット算出のために態勢構築を行っているが、結果として運用会社間で告示解釈や情報提供の質等に関して相違が生じることが少なくない。複数の運用会社を利用する預金取扱金融機関においては、各運用会社から提供された情報の集約作業等、業務非効率が生じている可能性もある。情報提供の高度化に向けて、業界を挙げての取り組みに期待したい。例えば本稿にて取り扱った信用リスクアセットの算出については、具体的な算出例や業界統一的な告示解釈、顧客への情報提供項目や標準様式の整備が考えられる。これらは運用会社のみならず顧客の業務効率化にも寄与するだろう。

Ⅵ. 終わりに

昨今の運用環境の変化で、預金取扱金融機関を取り巻く収益構造が変化を遂げ、安定的な収益確保のため、ファンドをはじめとする投資商品へのニーズが増加している。一方で、繰り返される金融危機の反省から、バーゼル規制は運用環境の変動に伴い厳格化している。バーゼルⅢが段階的に施行されている状況の中、運用会社は新たな情報提供への取り組みが求められるようになっている。一方、現状は業界統一の告示解釈の不在により、各運用会社においては提供する情報の質の向上、社内インフラ態勢の構築、人材の育成確保等実務において解決すべき課題が残されている。今後も預金取扱金融機関のファンドへの投資行動は継続することが見込まれるため、幅広い商品提供を可能にすべくバーゼル規制について熟知する必要性が高まるだろう。

本稿を通じて、ファンドビジネス関係者がバーゼル規制対応への重要性の認識を深める一助となれば幸いである。

(平成 29 年 10 月 19 日 記)

※本稿中で述べた意見、考察等は、筆者の個人的な見解であり、筆者が所属する組織の公式見解ではない

【参考文献】

- ・ 日本銀行 金融システムレポート(2017年4月)
- ・ 柴崎健氏／山内直子氏／岡本修氏[2014]国内行向けバーゼルⅢによる新金融規制の実務
- ・ 自己資本の測定と基準に関する国際的統一化(日本銀行仮訳)(1988年7月)
- ・ 金融庁 金融庁の1年(平成27事務年度版)
- ・ 金融庁 バーゼルⅡにおけるファンドの取扱い(2006年12月27日)
- ・ 金融庁 バーゼルⅡ第2の柱の実施方針について
- ・ 金融庁 バーゼル2.5の概要
- ・ 金融庁 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準
- ・ 金融庁 主要行等向けの総合的な監督指針(2017年6月)
- ・ 金融庁 銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項
- ・ 金融庁 自己資本比率規制に関するQ&A
- ・ 金融庁・日本銀行 新BIS規制案：Q&A
- ・ 金融庁・日本銀行 バーゼル銀行監督委員会による市中協議文書「レバレッジ比率の枠組みの見直し」の概要(2016年4月)
- ・ 金融庁・日本銀行 バーゼル銀行監督委員会による第二次市中協議文書「信用リスクに係る標準的手法の見直し」の概要(2016年1月)
- ・ 金融庁 バーゼル3(国際合意)の概要
- ・ 三菱UFJ信託銀行 米国相場史第5・6回(2017年)
- ・ 銀行法／銀行法施行規則
- ・ 鈴木利光氏／大和総研 金融システムの諸問題・バーゼルⅢの初歩シリーズ
- ・ 野村総合研究所 日本の資産運用ビジネス2015／2016
- ・ 古賀智子氏／野村総合研究所 銀行向けファンドビジネスの拡大に向けて今取り組むべき課題

本資料について

- 本資料は、お客さまに対する情報提供のみを目的としたものであり、弊社が特定の有価証券・取引や運用商品を推奨するものではありません。
- ここに記載されているデータ、意見等は弊社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その正確性、完全性、情報や意見の妥当性を保証するものではなく、また、当該データ、意見等を使用した結果についてもなんら保証するものではありません。
- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における判断であり、経済環境の変化や相場変動、制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがありますので、予めご了承下さい。
- 弊社はいかなる場合においても、本資料を提供した投資家ならびに直接間接を問わず本資料を当該投資家から受け取った第三者に対し、あらゆる直接的、特別な、または間接的な損害等について、賠償責任を負うものではなく、投資家の弊社に対する損害賠償請求権は明示的に放棄されていることを前提とします。
- 本資料の著作権は三菱 UFJ 信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。
- 本資料で紹介・引用している金融商品等につき弊社にてご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料や諸経費等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には相場変動等による損失を生じる恐れや解約に制限がある場合があります。なお、商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品の契約締結前交付書面や目論見書またはお客さま向け資料をよくお読み下さい。

編集発行：三菱UFJ信託銀行株式会社 受託財産企画部
東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 Tel.03-3212-1211（代表）